

8 監 査 第 104 号
令和 8 年 7 月 31 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 8 年 7 月 13 日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和8年7月13日付けで提出された愛知県職員措置請求書により、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
令和7年度の政務活動費の支出において、手土産代として支出することは違法・不当であるにもかかわらず、愛知県は返還請求を怠っている。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
 - (1) 汚職体質をつくる。
 - (2) 御土産をもらわないと仕事をやらない。
- 4 請求する措置
 - (1) 当該手土産代に係る支出分の返還を求める。
 - (2) 規則において、手土産代として充当することを禁止する旨明記する。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員山本浩史及び中根義高は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要する。

請求人は政務活動費から手土産代として支出することが違法・不当であると主張するものと理解できるが、どの愛知県議会議員のどの支出が手土産代の支出に該当するかについて、個別的、具体的に摘示しておらず、事実証明書も添付していない。

第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。